

(141)原子力損害賠償紛争解決センターに從事 被用者である役員・勤務弁護士用

年 月 日

在職証明書 兼
国家公務員共済組合短期組合員適用除外承認申請書証明依頼書

東京都弁護士国民健康保険組合
理事長 殿

事務所名	文部科学省人事課（原子力損害賠償紛争解決センター）	
事務所所在地		
文部科学省大臣官房人事課		㊟

下記の弁護士は、原子力損害賠償紛争解決センターに在職しています。このたび、社会保険(国家公務員共済組合「短期組合員」・厚生年金保険)の要件を満たすこととなりましたが、本人は東京都弁護士国民健康保険組合への加入継続を希望しているため、国家公務員共済組合「短期組合員」の適用除外承認を受けるために、健康保険適用除外承認申請書の証明を依頼します。

なお、適用除外承認がございましたら、国家公務員共済組合短期組合員被保険者適用除外承認証を弁護士国民健康保険組合へ提出し、結果の届出とします。

記

記号・番号	84- .
氏名	
自宅住所	

新規採用の方で採用の日から適用される場合には就職年月日を、すでに所属されている方が新たに社会保険(国家公務員共済組合「短期組合員」・厚生年金保険)の要件を満たすこととなった場合には適用開始年月日を下記にご記入ください。

就職年月日	年 月 日
適用開始年月日	年 月 日

決 裁		
専務理事	事務局長	係員

処 理 欄	
申請書証明	承認証確認